

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2019-534524  
(P2019-534524A)

(43) 公表日 令和1年11月28日(2019.11.28)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06F 3/0484 (2013.01)</b>	G06F 3/0484 120	5E555
<b>G06F 3/0488 (2013.01)</b>	G06F 3/0488	5K127
<b>H04M 1/00 (2006.01)</b>	H04M 1/00 R	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 22 頁)

(21) 出願番号 特願2019-536632 (P2019-536632)  
 (86) (22) 出願日 平成29年9月13日 (2017.9.13)  
 (85) 翻訳文提出日 令和1年5月17日 (2019.5.17)  
 (86) 国際出願番号 PCT/CN2017/101523  
 (87) 国際公開番号 W02018/054251  
 (87) 国際公開日 平成30年3月29日 (2018.3.29)  
 (31) 優先権主張番号 201610839763.4  
 (32) 優先日 平成28年9月21日 (2016.9.21)  
 (33) 優先権主張国・地域又は機関  
 中国 (CN)

(71) 出願人 510330264  
 アリババ・グループ・ホールディング・リミテッド  
 ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED  
 英国領、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ワン・キャピタル・プレイス、フォース・フロア、ピー・オー、ボックス 847  
 (74) 代理人 100099759  
 弁理士 青木 篤  
 (74) 代理人 100123582  
 弁理士 三橋 真二  
 (74) 代理人 100114018  
 弁理士 南山 知広

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 操作オブジェクト処理方法及び装置

(57) 【要約】

操作オブジェクト処理方法及び装置。この方法は、多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信することと、タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定することと、操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定することと、ターゲットオブジェクトセットに従って操作オブジェクトをマージすることを含む。この方法によれば、ユーザは、操作オブジェクトに対して長押しやドラッグ及び同種のもの操作をする必要がなく、特に複数の操作オブジェクトに対して複数の操作オブジェクトを多点押しによって簡単にターゲットオブジェクトセットにマージできる。



図 2b

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信することと、  
タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定することと、  
操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定することと、  
ターゲットオブジェクトセットに従って操作オブジェクトをマージすることと、を含む  
操作オブジェクト処理方法。

**【請求項 2】**

前記操作オブジェクトがオブジェクトセットを含まない場合、前記操作オブジェクトに  
対応するターゲットオブジェクトセットを決定する前に、前記方法はさらに、  
そのタッチ位置情報に対応する操作オブジェクトが同じオブジェクトタイプであると判  
断することを含む請求項 1 に記載の方法。

10

**【請求項 3】**

前記操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを前記決定することは  
、  
前記操作オブジェクトのためのオブジェクトセットを作成することと、前記作成された  
オブジェクトセットを前記操作オブジェクトに対応する前記ターゲットオブジェクトセッ  
トとして決定することを含む請求項 2 に記載の方法。

**【請求項 4】**

前記操作オブジェクトがオブジェクトセットを含む場合、前記操作オブジェクトに対応  
するターゲットオブジェクトセットを決定する前に、前記方法は  
前記オブジェクトセット及び前記オブジェクトセット以外の前記操作オブジェクトのオ  
ブジェクトが同じオブジェクトタイプであると判断することをさらに含む請求項 1 に記載  
の方法。

20

**【請求項 5】**

前記操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを前記決定することは  
、  
前記操作オブジェクトに含まれる前記オブジェクトセットからオブジェクトセットを選  
択し、前記選択したオブジェクトセットを前記操作オブジェクトに対応する前記ターゲッ  
トオブジェクトセットとして決定することを含む請求項 4 に記載の方法。

30

**【請求項 6】**

前記操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットとしてのオブジェクト  
セットの前記選択すること及び前記決定することは  
ユーザから選択指示を受信することと、  
選択指示に対応するオブジェクトセットを操作オブジェクトに対応する前記ターゲッ  
トオブジェクトセットとして決定することを含む請求項 5 に記載の方法。

**【請求項 7】**

前記操作オブジェクトを前記マージすることは、  
前記ユーザが発行した確認の指示に従って前記操作オブジェクトをマージすることを含  
む請求項 1 に記載の方法。

40

**【請求項 8】**

多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を前記受信することは、  
多点集合操作に基づいて生成されたタッチトラック情報を受信することを含み、  
前記タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを前記決定することは、  
前記タッチトラック情報に従って、タッチトラックの開始位置に対応する操作オブジェ  
クトを決定することを含む請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 9】**

前記操作オブジェクトは、ロゴ、ファイル、通信リスト内の連絡先、及びオブジェクト  
セットのうち少なくとも 1 つを含み、  
前記オブジェクトセットは、ロゴフォルダ、ファイルを保存するフォルダ、連絡先グル

50

ープのうち少なくとも1つを含む請求項1から8の何れか一項に記載の方法。

【請求項10】

多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信するように構成された受信モジュールと、

前記タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定するように構成された操作オブジェクトモジュールと、

前記操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定するように構成されたターゲットオブジェクトセットモジュールと、

前記ターゲットオブジェクトセットに従って、前記操作オブジェクトをマージするように構成された処理モジュールと、を含む操作オブジェクト処理装置。

10

【請求項11】

前記操作オブジェクトがオブジェクトセットを含まない場合、前記操作オブジェクトモジュールは、前記タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトが前記同じオブジェクトタイプであると判断する請求項10に記載の装置。

【請求項12】

前記ターゲットオブジェクトセットモジュールは、前記操作オブジェクトに対するオブジェクトセットを生成し、前記作成されたオブジェクトセットを前記操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットとして決定する請求項11に記載の装置。

【請求項13】

前記操作オブジェクトがオブジェクトセットの場合、前記操作オブジェクトモジュールは、前記オブジェクトセットのオブジェクトと前記オブジェクトセット以外の前記操作オブジェクトが同じオブジェクトタイプであると判断する請求項10に記載の装置。

20

【請求項14】

前記ターゲットオブジェクトセットモジュールは、前記操作オブジェクトに含まれる前記オブジェクトセットからあるオブジェクトセットを選択し、前記選択したオブジェクトセットを、前記操作オブジェクトに対応する前記ターゲットオブジェクトセットとして決定する請求項13に記載の装置。

【請求項15】

前記ターゲットオブジェクトセットモジュールは、ユーザから選択指示を受信し、前記選択指示に対応するオブジェクトセットを前記操作オブジェクトに対応する前記ターゲットオブジェクトセットとして決定する請求項14に記載の装置。

30

【請求項16】

前記処理モジュールは、前記ユーザによって発行された確認の指示に従って前記操作オブジェクトをマージする請求項10に記載の装置。

【請求項17】

前記受信モジュールは、多点集合操作に基づいて生成されたタッチトラック情報を受信し、

前記決定モジュールは、タッチトラック情報に従って、前記タッチトラックの開始位置に対応する操作オブジェクトを決定する請求項10に記載の装置。

【請求項18】

前記操作オブジェクトは、ロゴ、ファイル、通信リスト内の連絡先、及びオブジェクトセットのうち少なくとも1つを含み、

前記オブジェクトセットは、ロゴフォルダ、ファイルを保存するフォルダ、連絡先グループのうち少なくとも1つを含む請求項10から17の何れか一項に記載の装置。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本出願は、コンピュータ技術の分野に関し、特に、操作オブジェクト処理方法及び装置に関する。

【背景技術】

50

**【0002】**

スマートフォンやタブレット型コンピュータ及び同種のもののタッチスクリーン端末（タッチスクリーン端末とはタッチスクリーン機能を有する端末を指す）は普及してきており、ユーザは便利にこのタッチスクリーン端末上でタッチ操作を行うことができ、マウス、キーボード及び同種のもののような入力装置に頼る必要はもうない。

**【0003】**

現在、タッチスクリーン端末の操作インターフェースは、通常、メインインターフェース内のアプリケーションロゴ、インスタントメッセージングアプリケーション内の連絡先リスト内の連絡先及び同種のものの異なる操作オブジェクトを含む。ユーザは、タッチスクリーン端末の画面上でタッチ操作を実行して操作オブジェクトをマージでき、マージされた操作オブジェクトは、通常、オブジェクトセットに格納されている。

10

**【0004】**

例えば、ロゴをマージするシナリオでは、図1aに示すように（図1aは、ロゴを含むインターフェースのみを示す）、ユーザは、選択されたロゴを長押しし、指を使用してそのロゴを目標ロゴの範囲内にドラッグする。このとき、タッチスクリーン端末のオペレーティングシステムは、これら2つのロゴのロゴフォルダを作成し、それによってロゴのマージを達成する（作成されたロゴフォルダは、オブジェクトセットと見なすことができる）。

**【0005】**

別の例では、連絡先をマージするシナリオでは、図1bに示すように（図1bは、連絡先を含むインターフェースのみを示す）、ユーザは、指を使用して任意の選択された連絡先（図1bの連絡先2）を長押しし、選択された連絡先を目標連絡先（連絡先1）の範囲内にドラッグする。この時点で、インスタントメッセージングアプリケーションはこれら2つの連絡先のグループを作成し、それによって連絡先のマージを実現する（作成されたグループはオブジェクトセットと見なすこともできる）。

20

**【0006】**

しかしながら、操作オブジェクトのマージがドラッグ方式で行われた場合、ユーザの指は端末画面と接触し続ける必要がある。この場合、2つの操作オブジェクト間の間隔が大きいと、ユーザの指を遠くにドラッグしなければならない、不便である。さらに、指は、ドラッグする途中で画面との接触が失われる傾向がある。ドラッグ中にこれが発生すると、ユーザは再度ドラッグを実行する必要がある。特に、複数の操作オブジェクトをマージするシナリオでは、上記のような操作を何度も行わなければならない、不便である。

30

**【0007】**

また、現在の技術では、ユーザがメニューオプションを介して操作オブジェクトのマージを実装することをサポートすることもできる。しかしながら、このようにしても、検索や選択及び同種の操作をユーザに行わせる必要があり、不便である。

**【発明の概要】****【0008】**

本出願の実施形態は、現在の技術における、マージ操作オブジェクトに対するオペレーションプロセスが不便であるという問題を解決するための操作オブジェクト処理方法を提供する。

40

**【0009】**

本出願の実施形態は、現在の技術における、マージ操作オブジェクトに対するオペレーションプロセスが不便であるという問題を解決するための操作オブジェクト処理装置を提供する。

**【0010】**

本出願の実施形態は、以下の技術的ソリューションを使用する。

本出願の実施形態に係る操作オブジェクト処理方法は、

多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信することと、

タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定することと、

50

操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定することと、  
ターゲットオブジェクトセットに従って操作オブジェクトをマージすることを含む。

【0011】

本出願の実施形態に係る操作オブジェクト処理装置は、以下の構成を備える。

多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信するように構成された受信モジュールと、

タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定するように構成された操作オブジェクトモジュールと、

操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定するように構成されたターゲットオブジェクトセットモジュールと、

ターゲットオブジェクトセットに従って、操作オブジェクトをマージするように構成された処理モジュールを備える。

10

【0012】

本出願の実施形態によって採用された上記の技術的ソリューションのうちの少なくとも1つにおいて、以下の有利な効果を達成できる。

【0013】

ユーザが端末内で操作オブジェクトをマージしたい場合、ユーザ多数の操作オブジェクト上で多点タッチ操作を実行でき、その後、端末のタッチスクリーンは多点タッチ操作に基づいて対応するタッチ位置情報を生成し、そして端末のオペレーティングシステムはその対応する操作オブジェクトを、そのタッチ位置情報に従って決定し、さらにその操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定し、それによって複数の操作された操作オブジェクトをマージする。現在の技術と比較して、本出願の上記した方法のように、ユーザは、操作オブジェクトに対して長押しやドラッグ及び同種の操作をする必要がなく、特に複数の操作オブジェクトについては、ユーザは、多点タッチで複数の操作オブジェクトを簡単にターゲットオブジェクトセットにマージできる。

20

【図面の簡単な説明】

【0014】

本明細書の添付の図面は、本出願の理解を深める使用されるものであり、本出願の一部を構成する。本出願の例示的な実施形態及び説明は、本出願を説明するために使用されており、本出願に対する不適切な制限を構成するものではない。添付の図面において：

30

【図1a】現在の技術による操作オブジェクトの操作方法の概略図である。

【図1b】現在の技術による操作オブジェクトの操作方法の概略図である。

【図2a】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクトを処理するためのプロセスの概略図である。

【図2b】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクトの操作方法の概略図である。

【図2c】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクトの操作方法の概略図である。

【図2d】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理シナリオの概略図である。

40

【図2e】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理シナリオの概略図である。

【図3a】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理の例の概略図である。

【図3b】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理の例の概略図である。

【図3c】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理の例の概略図である。

【図3d】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理の例の概略図である。

50

【図4】本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクト処理装置の概略構造図である。

【発明を実施するための形態】

【0015】

本出願の目的、技術的ソリューション、及び利点をより明確にするために、本出願の実施形態及び添付の図面を参照しながら、本出願の技術的ソリューションを以下に明確かつ完全に説明する。明らかに、記載された実施形態は本出願の一部の実施形態にすぎず、全てではない。創造的な努力なしに、また、本出願の実施形態に基づいて当業者が得られる他のすべての実施形態は、本出願の範囲内に含まれるものとする。

【0016】

上述したように、ユーザがタッチスクリーン端末インターフェースに表示された操作オブジェクトをマージする過程において、ユーザはしばしば、選択された任意の操作オブジェクトを長押しし、操作オブジェクトをマージするためにターゲットオブジェクトの範囲内にドラッグする必要がある、あるいは、ユーザはメニューオプションを通して操作オブジェクトをマージできる。しかしながら、これら2つの方法のいずれにおいても操作は不便である。

【0017】

したがって、本出願の実施形態では、操作オブジェクト処理方法が提供され、これにより、ユーザは、インターフェースにおいて複数の操作オブジェクトを多点タッチでマージできるようになる。ユーザが操作オブジェクトをドラッグしたりメニューオプションを使用したりする必要がないため、操作オブジェクトのマージの効率と利便性を向上させることができる。

【0018】

なお、本出願の実施の形態におけるタッチスクリーン端末は、タッチスクリーン機能を有するスマートフォン、タブレット型コンピュータ、スマートウォッチ、コンピュータ、スマートホームコントロール装置及び同種のものを含むが、これらに限定されるものではない（説明を簡単にするために、タッチスクリーン端末を「端末」と略す）。

【0019】

なお、端末の操作インターフェースは操作オブジェクトを含み、操作インターフェースは、端末のメインインターフェース（デスクトップを含む）、通信リストインターフェース、又はアプリケーションインターフェースでよい。それに対応して、操作オブジェクトは、ロゴ、ファイル、通信リストの中の連絡先、及びオブジェクトセットのうちの少なくとも1つを含んでいてもよく、オブジェクトセットは、さらに、ロゴフォルダ、ファイル保存用フォルダ、及び連絡先グループのうちの少なくとも1つを含んでいてもよい。本明細書では、これにより本出願に限定を課すことはない。

【0020】

以下に添付図面を参照して、本出願の実施の形態にかかる技術的ソリューションを詳細に説明する。

【0021】

図2aを参照すると、本出願のいくつかの実施形態による操作オブジェクトを処理するためのプロセスは、例えば以下のステップを含む。

【0022】

S101：多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信する。

【0023】

本出願の実施形態では、多点タッチ操作は、指、タッチペン、又は他の手段を通じてユーザによって実行される端末画面上の複数の位置でのタッチ、プレス、ギャザリング、及びスライドなどの操作を含むことができる。また、ユーザが実行する多点タッチ操作の過程で、別の時点で複数のアクションポイントが生成される可能性がある。言い換えれば、ユーザは画面上のさまざまな位置を順番にタッチできる。しかしながら、ユーザが触れた位置は、ユーザが他の位置に触れている間、スクリーンと接触したままである必要がある

10

20

30

40

50

。そうしないと、多点タッチは無効になる。本明細書では、これにより本出願に限定を課すことはない。

【0024】

アプリケーション例では、端末は自身のタッチスクリーンを通してタッチ操作を受ける。タッチスクリーンの種類には、抵抗性タッチスクリーン、容量性タッチスクリーン、ベクトル圧力感知タッチスクリーン、赤外線タッチスクリーン、又は表面音響波タッチスクリーンが含まれ得る。本明細書では、これにより本出願に限定を課すことはない。自端末のタッチスクリーンが多点タッチ操作を受けると、端末はタッチスクリーン上の静電容量、抵抗、圧力、赤外線、又は音波の変化に応じて、画面上のタッチ操作の動作位置を決定し、タッチ位置情報を生成することができる。タッチ位置情報を生成するプロセスは既存のタッチスクリーン技術を使用するので、ここでは詳述しない。

10

【0025】

S102：タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定する。

【0026】

本出願の実施形態では、異なる操作オブジェクトはそれぞれの位置識別子（例えば、座標）を有し、そしてこのタッチ位置情報はまた、そのタッチ操作の動作位置の座標を含む。そして、そのタッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定することができる。

【0027】

ユーザによって実行された多点タッチ操作が1つの操作オブジェクトにのみ対応する場合、操作オブジェクトのマージは達成できないことが理解されるべきである。したがって、本出願の実施形態において、ユーザによって実行される多点タッチ操作は、少なくとも2つの操作オブジェクトに対応する。

20

【0028】

可能な状況では、多点タッチ操作の各アクションポイントは1つの操作オブジェクトに対応する。多点タッチ操作のアクションポイントと操作オブジェクトの間には1対1の対応がある。この時点で、端末は、これらの操作オブジェクトがそれぞれタッチ操作を受けると判断する。

【0029】

別の可能な状況では、多点タッチ操作のいくつかのアクションポイントが同じ操作オブジェクトに繰り返し配置される。このとき、操作オブジェクトは、2つ以上のアクションポイントに対応してもよい。この状況では、端末は、操作オブジェクトが、タッチ操作の唯一のアクションポイントの対象となると判断する。例えば、ユーザは、2本の指のタッチアクションポイントが連絡先A上にあり、3本目の指のタッチアクションポイントが連絡先B上にある場合に、連絡先リストに表示された連絡先に対して3点タッチ操作を指を使って実行する。したがって、端末は、タッチ操作を受けた操作オブジェクトが、連絡先A及び連絡先Bであると判断する。

30

【0030】

上記の状況は、本出願に対する限定を構成するものではない。

【0031】

S103：操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定する。

40

【0032】

操作オブジェクトをマージするには、ターゲットオブジェクトセットを決定する必要がある。本出願の実施形態における1つの方法として、操作された操作オブジェクトに基づいて端末によってターゲットオブジェクトセットを作成できる。本出願の実施形態における別の方法として、ターゲットオブジェクトセットは、操作オブジェクト内のオブジェクトセットであり得る。

【0033】

S104：ターゲットオブジェクトセットに従って、操作オブジェクトをマージする。

【0034】

ターゲットオブジェクトセットが決定したら、操作された操作オブジェクトをマージで

50

きる。本出願の実施形態におけるマージは、操作オブジェクトをターゲットオブジェクトセットに追加することと見なすことができる。

【0035】

いくつかの実施形態では、ロゴやファイルなどの端末における操作オブジェクトのマージは、基本的にこれらの操作オブジェクトの記憶パスを変更することによって、操作オブジェクトを対応するターゲットフォルダ（ロゴフォルダ又はファイルを保存するフォルダを含む）に追加することである。

【0036】

連絡先などの操作オブジェクトのマージは、操作オブジェクト間の関連付けを基本的に確立し、操作オブジェクトが同じ連絡先グループに属するようにする。

10

【0037】

上記の説明に基づいて、アプリケーション例では、ユーザは多点タッチを使用して多数の操作オブジェクトをマージできる。図2bに示すように、端末のメインインターフェースにおいて、ユーザはそれぞれ2つのロゴをタッチして（図2bのリングはタッチのアクションポイントを表し、この説明は以降の図での外観については繰り返さない）図2cに示すように、端末上のロゴフォルダを作成する。図2cに示すように、ロゴフォルダはロゴ1とロゴ2を含む。この例では、説明のために操作オブジェクトとしてロゴのみを使用しているが、他のアプリケーション例の操作オブジェクトはロゴに限定されず、ファイル、連絡先オブション、及びその他の操作オブジェクトにできる。

【0038】

20

以上のステップにより、ユーザが端末内で操作オブジェクトをマージしたい場合、ユーザは多数の操作オブジェクトに対して多点タッチ操作を実行できる。そして、端末のタッチスクリーンは、多点タッチ操作に基づいて対応するタッチ位置情報を生成する。端末のオペレーティングシステムは、そのタッチ位置情報に従って、対応する操作オブジェクトを決定し、さらにその操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定し、それによって操作された操作オブジェクトをマージできる。現在の技術と比較して、上記の本出願の方法では、ユーザは操作オブジェクト上で長押し及びドラッグのような操作を実行する必要はなく、特に複数の操作オブジェクトに対して、ユーザは便利に多点タッチによって複数の操作オブジェクトをターゲットオブジェクトセットにマージできる。

【0039】

30

上記の説明に関して、操作オブジェクトが端末自体、例えば端末のロゴ、ファイル及び同種のものに属する場合、端末自身のオペレーティングシステムは操作オブジェクトをマージできる。すなわち、図2dに示すように、ユーザは端末上で操作し、端末のオペレーティングシステムは操作オブジェクトをマージするための実行エンティティとして機能する。

【0040】

操作オブジェクトがアプリケーション、例えば、インスタントメッセージングアプリケーションの連絡先に属する場合、アプリケーション内の対応する機能は操作オブジェクトマージ要求を生成し、その要求をアプリケーションに対応するサーバに送信して処理する。言い換えれば、図2eに示すように、サーバは操作オブジェクトをマージする実行エンティティとして機能できる。サーバにとって、異なる連絡先についてグループを作成する/グループにいくつかの連絡先を追加することは、本質的には、異なる連絡先間の関連付けを確立することであり、サーバはその関連付けを保存する。例えば、対応する関連付けは、異なる連絡先のアカウント識別子及びグループ識別子に基づいて確立できる。サーバがグループを作成したり、メンバーをグループに追加したりすることがソーシャルメディアビジネスで実用的に広く応用されている技術になったことを考えると、この技術について本出願では詳しく述べる必要はないであろう。

40

【0041】

なお、タッチ操作が行われる操作オブジェクトは、端末画面上に同時に表示されるべきであることに留意されたい。ある操作オブジェクトが現在のページ（端末画面に表示され

50



ているページ)にあり、他の操作オブジェクトが別のページ(端末画面に表示されていないページ)にある場合、ユーザは明らかに表示されていない操作オブジェクトに対してタッチ操作ができない。

【0042】

アプリケーション例では、ユーザはロゴ又はファイルに多点タッチ操作を実行して、ロゴ又はファイルに対応するフォルダに追加できる。連絡先については、ユーザは、対応するグループに多数の連絡先を追加するために多点タッチ操作を実行できる。ただし、多点タッチ操作による操作された操作オブジェクトにロゴ又はファイルと連絡先の両方が含まれている場合、端末は操作オブジェクトをマージできない。

【0043】

したがって、一般的なシナリオでは、操作オブジェクトをマージするプロセスの操作された操作対象オブジェクトは、同じオブジェクトタイプである。

【0044】

したがって、一般的なシナリオで操作オブジェクトをマージするプロセスについて詳細に説明する。

【0045】

方法 I

ユーザが複数のロゴを1つのロゴフォルダにマージしようとするとき、又はユーザが多数の連絡先のためのグループを作成しようとするとき、ユーザは上記のオペレーションオブジェクトに対して多点タッチ操作を実行して操作オブジェクトをマージできる。

【0046】

言い換えれば、このように、タッチ操作による操作された操作オブジェクトは、オブジェクトセットを含まない、すなわち、タッチ操作による操作された操作オブジェクトは、通常、ロゴ、ファイル、又は連絡先である。この時点で、操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定する前に、この方法は、タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトが同じオブジェクトタイプを有すると判断することをさらに含む。

【0047】

また、操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定する工程は、操作オブジェクト用のオブジェクトセットを作成し、作成されたオブジェクトセットを操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトとして決定することを含む。

【0048】

したがって、このようにして、多点タッチ操作を受けた後、端末は、多点タッチ操作により操作されたすべての操作オブジェクトが同じオブジェクトタイプであると判断する。例えば、多点タッチ操作により操作されたすべての操作オブジェクトは、ロゴ、ファイル、又は連絡先である。これらの操作オブジェクトには、オブジェクトセットはない。したがって、端末はこれらの操作された操作オブジェクト用のオブジェクトセットを作成する。例えば、操作されたロゴ用のロゴフォルダを作成する。また、別の例としては、操作された連絡先用の連絡先グループを作成する。端末によって作成されたオブジェクトセットは、ターゲットオブジェクトセットとして使用される。以降の処理では、端末は、作成されたターゲットオブジェクトセットに操作された操作オブジェクトを追加する。

【0049】

オプションの方法として、多点タッチ操作によって操作された操作オブジェクトが異なる種類の操作オブジェクトを含むと、多点タッチ操作は無効な操作であると結論付けることができ、端末は何も応答しない。本明細書では、これにより本出願に限定を課すことはない。

【0050】

方法 II

上記の方法に加えて、アプリケーション例において、ユーザは、作成されたロゴフォルダに多数のロゴを追加したい場合があり、又は作成した連絡先フォルダに多数の連絡先を追加したい場合がある。よって、ユーザはロゴ(又は連絡先)及び対応するロゴフォルダ

10

20

30

40

50

(又は連絡先グループ)に対して多点タッチ操作を実行して、操作オブジェクトを対応するオブジェクトセットに追加できる。

【0051】

言い換えれば、このようにして、タッチ操作によって操作された操作オブジェクトは、オブジェクトセットを含む。なお、タッチ操作によって操作された操作オブジェクトの中で、オブジェクトセットの中のオブジェクト及びオブジェクトセットではない操作オブジェクトが異なるタイプに属する場合、端末はこれらの操作オブジェクトをマージできないということである。

【0052】

例えば、タッチ操作によって操作された操作オブジェクトが連絡先グループ(連絡先グループはオブジェクトセットと見なすことができる)を含み、連絡先グループがさまざまな連絡先(オブジェクトセットと見なすことができる)を含むと仮定すると、及び、タッチ操作によって操作された操作オブジェクトがさらに複数のロゴを含むと仮定すると、ロゴと連絡先が同じタイプに属していないため、ロゴを明らかに連絡先グループにマージすることはできない。

【0053】

したがって、操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定する前に、この方法はさらに、オブジェクトセット内のオブジェクト及びそのオブジェクトセット以外の他の操作オブジェクトが同じオブジェクトタイプを有すると判断することを含む。

【0054】

これに基づいて、さらに、操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定することは、操作オブジェクトに含まれるオブジェクトセットからオブジェクトセットを選択し、選択したオブジェクトセットを操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットとして決定する。

【0055】

この方法はさらに2つの状況に分けられる。

【0056】

一つの状況では、タッチ操作に対応する多数の操作オブジェクトは、1つのオブジェクトセットのみを含む。そして、そのオブジェクトセットは、ターゲットオブジェクトセットであると決定される。例えば、ユーザが2つのロゴと1つのロゴフォルダに対して多点タッチ操作を実行すると、そのロゴフォルダはターゲットオブジェクトセットと決定され、その後端末はこれら2つのロゴをロゴフォルダに追加できる。

【0057】

別の状況では、タッチ操作に対応する多くの操作オブジェクトは、2つ(又はそれ以上)のオブジェクトセットを含む。そして、端末は、1つのオブジェクトセットをターゲットオブジェクトセットとして選択する。アプリケーション例では、端末は任意のオブジェクトセットを無作為に選択でき、あるいはユーザが選択することもできる。ユーザによる選択がなされた場合には、オブジェクトセットをターゲットオブジェクトセットとして選択して決定することは、例えば、ユーザから選択指示を受け取り、選択指示に対応するオブジェクトセットをターゲットオブジェクトセットとして決定することを含む。

【0058】

本出願の実施形態では、端末はポップアップ、フローティングインターフェース、又は他の方法を使用して選択インターフェースを表示できる。選択インターフェースは、多点タッチ操作によって操作されたオブジェクトセットを含み、ユーザは選択インターフェース内の何れかのオブジェクトセットを選択できる。その後、端末は、ユーザによって選択されたオブジェクトセットをターゲットオブジェクトセットとして決定する。

【0059】

なお、上述の2つの方法について、操作オブジェクトをマージする過程で、操作オブジェクトが端末内のロゴ又はファイル、あるいは端末のアドレス帳内の連絡先である場合、

10

20

30

40

50

端末は対応するターゲットオブジェクトセットを作成することができ、あるいは、作成したオブジェクトセットに、オブジェクトセット以外の操作オブジェクトを設定又は追加する。

#### 【0060】

一方、多点タッチ操作によって操作された操作オブジェクトがアプリケーション内のオブジェクト（例えば、インスタントメッセージングアプリケーション内の連絡先）である場合、端末は、ユーザによる多点タッチ操作に従って、ターゲットオブジェクトセットの作成要求又は対応するサーバへの追加要求（通常、サーバはアプリケーションに対応するサーバを参照する）を送信し、サーバは、対応するターゲットオブジェクトセットを作成する、あるいは、オペレーションオブジェクトをオブジェクトセットに追加する。サーバがグループを作成する場合、そのグループは、ユーザ及びユーザ自身が操作するすべての連絡先を含む必要がある。

10

#### 【0061】

また、上述した2つの方法の両方において、端末は、対応する確認インターフェースをユーザに表示でき、ユーザは、確認インターフェースにおいて対応する確認操作を実行できる。その操作は、ターゲットオブジェクトセットを作成するかどうかを確認すること、ターゲットオブジェクトセットの名前を編集すること、オブジェクトセット以外の操作オブジェクトをターゲットオブジェクトセットに追加するかどうかを確認すること及び同種のことを含む。したがって、本出願の実施形態におけるオプションの方法として、操作オブジェクトをマージすることは、ユーザによって送信された確認の指示に従って操作オブジェクトをマージすることを含む。

20

#### 【0062】

例えば、ユーザが2つの連絡先1及び2に対してタッチ操作を実行すると仮定すると、端末は、図3aに示されるように、確認インターフェースをユーザに表示できる。確認インターフェースでは、ユーザがグループ名を編集できる。確認をクリックすると、アプリケーションは対応するグループ「qun」を作成する。グループ「qun」は、連絡先1、連絡先2、及びユーザを含むことが理解できる。

#### 【0063】

別の例では、ユーザが連絡先3及び上記の例で作成されたグループ「qun」に対してタッチ操作を実行すると仮定すると、端末は、図3bに示されるように、確認インターフェースをユーザに表示できる。確認インターフェースでは、ユーザは、連絡先3をグループ「qun」に追加するか否かを決定できる。確認が選択された場合、アプリケーションは連絡先3をグループ「qun」に追加する。

30

#### 【0064】

また、上記の方法以外の実用的な操作におけるオプションの方法において、ユーザによって発行された多点タッチ操作も多点集合操作とできる。例えば、図3cに示すように、ユーザが端末インターフェース内の3つのロゴに対してそれぞれ多点集合操作を実行すると仮定する（図3c中の黒い矢印はユーザの指の集合方向を表す）。

#### 【0065】

図3cに示すように、このようにして、多点タッチ操作に基づいて生成された受信用タッチ位置情報は、例えば、多点集合操作に基づいて生成された受信用タッチトラック情報である。そして、タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定することは、例えば、タッチトラック情報に従って、タッチトラックの開始位置に対応する操作オブジェクトを決定することである。すなわち、タッチトラックの開始位置に対応する操作オブジェクトは、多点集合操作で操作される操作オブジェクトである。操作オブジェクトセットが決定された後、上述のマージ工程を実行できるが、それについては本明細書では繰り返して説明はしない。

40

#### 【0066】

図3cに示す例を再び用いて説明する。端末は、3つのロゴを同じロゴフォルダに、即ち、図3dに示すようにマージすることができる。

50

## 【0067】

上記の例は、本出願に対する限定を構成するものではない。

## 【0068】

上記の説明を参照すると、本出願の実施形態における多点タッチの方法を使用して、ユーザがインターフェース上で操作オブジェクトの迅速なマージを都合よく達成できることが分かる。

## 【0069】

以上、本出願の実施形態に係る操作オブジェクト処理方法について説明した。同じ概念に基づいて、本出願の実施形態はさらに操作オブジェクト処理装置を提供する。

## 【0070】

図4に示すように、操作オブジェクト処理装置は、  
多点タッチ操作に基づいて生成されたタッチ位置情報を受信するように構成された受信モジュール401と、

タッチ位置情報に対応する操作オブジェクトを決定するように構成されている操作オブジェクトモジュール402と、

操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットを決定するように構成されているターゲットオブジェクトセットモジュール403と、

ターゲットオブジェクトセットに従って操作オブジェクトをマージするように構成されている処理モジュール404と、を備える。

## 【0071】

ある方法では、

操作オブジェクトがオブジェクトセットを含まない場合、操作オブジェクトモジュール402は、そのタッチ位置情報に対応する操作オブジェクトが同じオブジェクトタイプを有すると判断する。

## 【0072】

ターゲットオブジェクトセットモジュール403は、操作オブジェクト用のオブジェクトセットを作成し、作成されたオブジェクトセットを操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットとして決定する。

## 【0073】

別の方法では、

操作オブジェクトがオブジェクトセットを含む場合、操作オブジェクトモジュール402は、オブジェクトセット内のオブジェクトとオブジェクトセット以外の操作オブジェクトとが同じオブジェクトタイプを有すると判断する。

## 【0074】

ターゲットオブジェクトセットモジュール403は、操作オブジェクトに含まれるオブジェクトセットからオブジェクトセットを選択し、選択したオブジェクトセットを操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットとして決定する。

## 【0075】

また、ターゲットオブジェクトセットモジュール403は、ユーザからの選択指示を受け取り、その選択指示に対応するオブジェクトセットを操作オブジェクトに対応するターゲットオブジェクトセットとして決定する。

## 【0076】

処理モジュール404は、ユーザからの確認操作を受けて、ユーザによって発行された確認の指示に従って操作オブジェクトをマージする。

## 【0077】

多点タッチ操作は多点集合操作にすることもできる。そして、受信モジュール401は、多点集合操作に基づいて生成されたタッチトラック情報を受信する。決定モジュール402は、タッチトラック情報に従って、タッチトラックの開始位置に対応する操作オブジェクトを決定する。

## 【0078】

10

20

30

40

50

上記の説明に基づいて、操作オブジェクトは、ロゴ、ファイル、通信リスト内の連絡先、及びオブジェクトセットのうちの少なくとも1つを含む。オブジェクトセットは、ロゴフォルダ、ファイルを保存するフォルダ、連絡先グループのうちの少なくとも1つで構成されている。

【0079】

本発明は、本発明の実施形態による方法、装置（システム）、及びコンピュータプログラム製品のフローチャート及び/又はブロック図を参照して説明する。フローチャート及び/又はブロック図のすべてのプロセス及び/又はブロック、並びにフローチャート及び/又はブロック図のプロセス及び/又はブロックの組み合わせは、コンピュータプログラムの命令によって実施できることを理解されたい。これらのコンピュータプログラムの命令は、汎用のコンピュータ、専用のコンピュータ、組み込み型のプロセッサ、又は他のプログラム可能なデータ処理装置のプロセッサに提供され、それによって機械を製造し、そのコンピュータ又は他のプログラマブルデータ処理装置のプロセッサによって実行される場合には、その命令によってフローチャートの1つ以上のプロセス及び/又はブロック図の1つ以上のブロックで指定された機能を実行するための装置を製造させる。

10

【0080】

これらのコンピュータプログラムの命令は、コンピュータ又はその他のプログラマブルデータ処理装置に特定の方法で動作させることができるコンピュータ可読記憶媒体に格納することもでき、その結果、コンピュータ可読記憶媒体に格納された命令は製造品を製造する。それは、フローチャートの1つ以上のプロセス及び/又はブロック図の1つ以上のブロックで指定された機能を実行するための命令装置を含む。

20

【0081】

これらのコンピュータプログラムの命令は、コンピュータ又はその他のプログラマブルデータ処理装置にロードされて、コンピュータ又は他のプログラマブルデータ処理装置に実行される一連の操作ステップを生じさせてコンピュータの実行プロセスを生成することもできる。結果として、コンピュータ又はその他のプログラマブルデータ処理装置上で実行される命令により、フローチャート内の1つ以上のプロセス及び/又はブロック図内の1つ以上のブロックで指定された機能を実施するステップが提供される。

【0082】

典型的な構成では、計算装置は、1つ以上のプロセッサ（CPU）、入力/出力インターフェース、ネットワークインターフェース、及びメモリを含む。

30

【0083】

メモリは、揮発性メモリ、ランダムアクセスメモリ（RAM）、及び/又は例えば、読み取り専用メモリ（ROM）又はフラッシュRAMのような不揮発性メモリなどのコンピュータ可読媒体を含むことができる。メモリは、コンピュータ可読媒体の一例である。

【0084】

コンピュータ可読媒体は、永久的、揮発性、移動式及び固定式の媒体を含み、それらは任意の方法又は技術によって情報記憶を実施できる。情報は、コンピュータ可読命令、データ構造、プログラムモジュール又は他のデータでもよい。コンピュータの記憶媒体の例は、相変化RAM（PRAM）、スタティックRAM（SRAM）、ダイナミックRAM（DRAM）、他のタイプのランダムアクセスメモリ（RAM）、読み出し専用メモリ（ROM）、電氣的消去可能プログラマブル読み取り専用メモリ（EEPROM）、フラッシュメモリ又は他のメモリ技術、コンパクトディスク読み取り専用メモリ（CD-ROM）、デジタル多用途ディスク（DVD）又は他の光学メモリ、カセット、カセット及びディスクメモリ、又は演算装置にアクセス可能な情報を記憶するために使用できる他の磁気メモリ装置又は任意の他の非伝送媒体を非限定的に含む。本明細書の定義によれば、コンピュータ可読媒体は、変調データ信号及び搬送波などの一時的な媒体を含まない。

40

【0085】

さらに、「含む」、「備える」という用語又はその他の変形は、非排他的な包含も含み、一連の要素を含むプロセス、方法、商品又は装置にこれらの要素を含むだけでなく、

50

具体的に列挙されていない他の要素も含み、又はさらに、プロセス、方法、商品又は装置に固有の要素を含むことを意図するものである。さらなる制限がない場合、「1つを含む」という文によって定義される要素は、上記の要素を含むプロセス、方法、商品又は装置が追加の同一の要素をさらに含むことを排除するものではない。

【0086】

当業者は、本出願の実施形態が方法、システム、又はコンピュータプログラム製品として提供され得ることを理解すべきである。したがって、本出願は、完全なハードウェアの実施形態、完全なソフトウェアの実施形態、又はソフトウェアとハードウェアとを組み合わせる実施形態として実施できる。さらに、本出願は、コンピュータ使用可能プログラムコードを内部に含む1つ以上のコンピュータ使用可能記憶媒体（磁気ディスクメモリ、C D - R O M、光メモリ及び同種のものを含むがこれらに限定されない）上に実装されたコンピュータプログラム製品の形態でもよい。

10

【0087】

本出願の実施形態のみを上述したが、これらは本出願を限定するために使用するものではない。当業者にとって、本出願は様々な修正及び変形が可能である。本出願の精神及び原理の範囲内で行われるいかなる修正、同等の置換又は改良も本出願の特許請求の範囲に含まれるものとする。

【図1a】

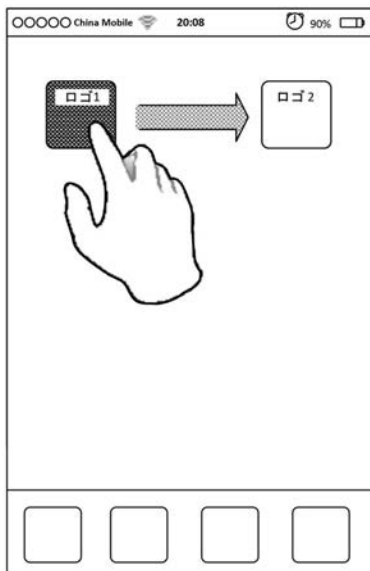


FIG. 1a

【図1b】



FIG. 1b

【 図 2 a 】

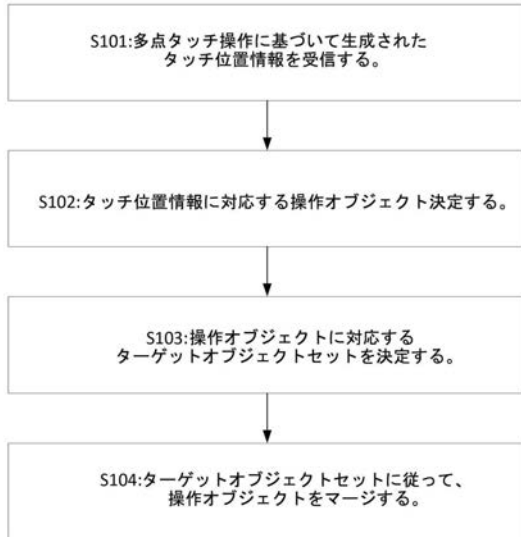


FIG. 2a

【 図 2 b 】

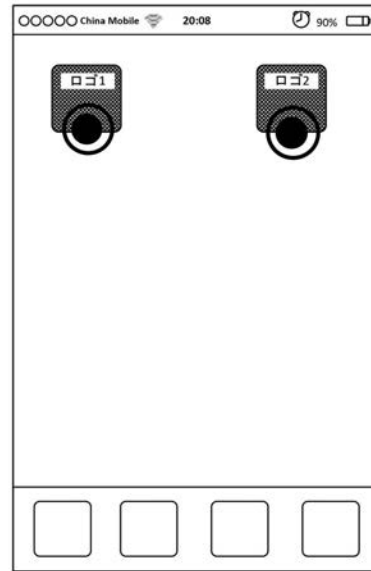


FIG. 2b

【 図 2 c 】

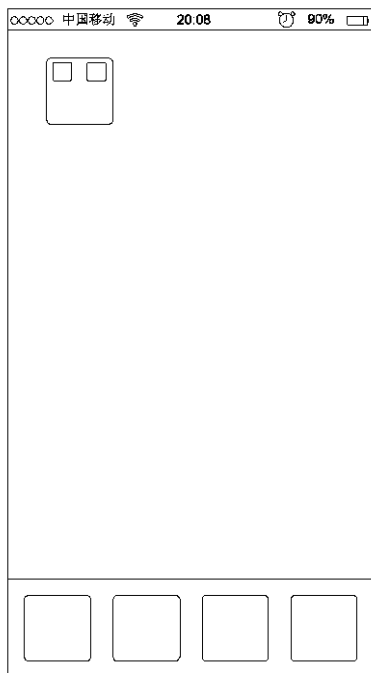


图 2c

【 図 2 d 】

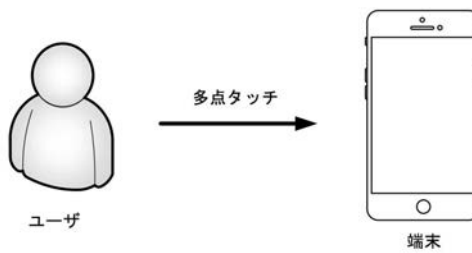


FIG. 2d

【 図 2 e 】

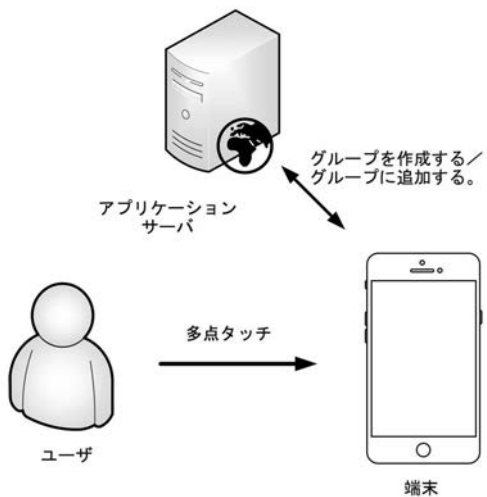


FIG. 2e

【 図 3 a 】



FIG. 3a

【 図 3 b 】

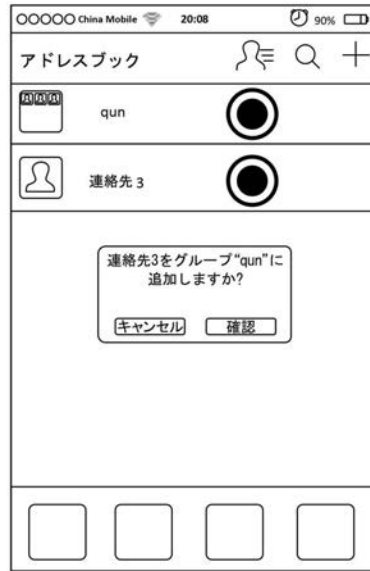


FIG. 3b

【 図 3 c 】

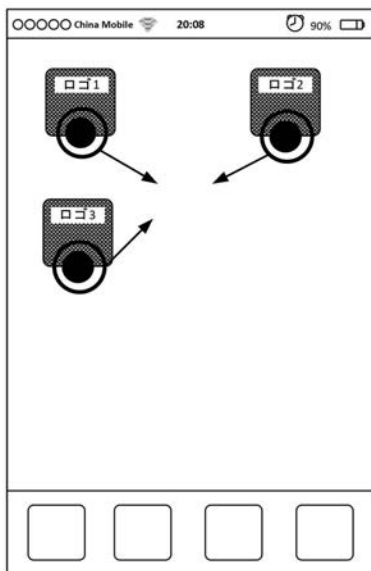


FIG. 3c

【 図 3 d 】

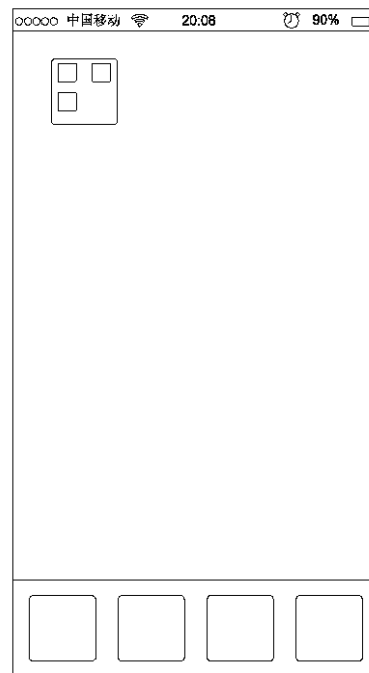


图 3d



【 図 4 】

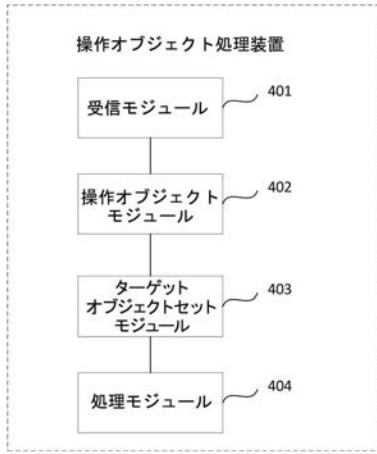


FIG. 4

## 【 国际調查報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/CN2017/101523
<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b>		
G06F 3/0484 (2013.01) i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b>		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
G06F		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
WPI; EPODOC; CNPAT; CNKI; IEEE: 触控, 界面, 多选, 对象, 图标, 归并, 合并, touch, panel, interface, choose, object, icon, merge, combine		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	CN 102799357 A (HUAWEI DEVICE CO., LTD.), 28 November 2012 (28.11.2012), description, pages 2-4	1-18
PX	CN 106896998 A (ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED), 27 June 2017 (27.06.2017), claims 1-18	1-18
PX	CN 106469015 A (ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED), 01 March 2017 (01.03.2017), description, pages 3-5	1-18
A	CN 105843497 A (VIVO MOBILE COMMUNICATION CO., LTD.), 10 August 2016 (10.08.2016), entire document	1-18
A	US 2014075354 A1 (PANTECH CO., LTD.), 13 March 2014 (13.03.2014), entire document	1-18
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family	
Date of the actual completion of the international search 10 November 2017	Date of mailing of the international search report 05 December 2017	
Name and mailing address of the ISA State Intellectual Property Office of the P. R. China No. 6, Xitucheng Road, Jimenqiao Haidian District, Beijing 100088, China Facsimile No. (86-10) 62019451	Authorized officer XIE, Xin Telephone No. (86-10) 62413670	

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**  
Information on patent family members

International application No.  
PCT/CN2017/101523

Patent Documents referred in the Report	Publication Date	Patent Family	Publication Date
CN 102799357 A	28 November 2012	AU 2013279998 A1	22 January 2015
		WO 2013189286 A1	27 December 2013
		KR 20150021990 A	03 March 2015
		US 2014317544 A1	23 October 2014
		JP 2015524123 A	20 August 2015
		EP 2778869 A1	17 September 2014
CN 106896998 A	27 June 2017	None	
CN 106469015 A	01 March 2017	WO 2017028703 A1	23 February 2017
CN 105843497 A	10 August 2016	None	
US 2014075354 A1	13 March 2014	KR 101371923 B1	07 March 2014

## 国际检索报告

国际申请号

PCT/CN2017/101523

<b>A. 主题的分类</b> G06F 3/0484(2013.01) i 按照国际专利分类(IPC)或者同时按照国家分类和IPC两种分类		
<b>B. 检索领域</b> 检索的最低限度文献(标明分类系统和分类号) G06F 包含在检索领域中的除最低限度文献以外的检索文献 在国际检索时查阅的电子数据库(数据库的名称, 和使用的检索词(如使用)) WPI;EPDOC;CNPAT;CNKI;IEEE: 触控, 界面, 多选, 对象, 图标, 归并, 合并, touch, panel, interface, choose, object, icon, merge, combine		
<b>C. 相关文件</b>		
类型*	引用文件, 必要时, 指明相关段落	相关的权利要求
X	CN 102799357 A (华为终端有限公司) 2012年 11月 28日 (2012-11-28) 说明书第2-4页	1-18
PX	CN 106896998 A (阿里巴巴集团控股有限公司) 2017年 6月 27日 (2017-06-27) 权利要求1-18	1-18
PX	CN 106469015 A (阿里巴巴集团控股有限公司) 2017年 3月 1日 (2017-03-01) 说明书第3-5页	1-18
A	CN 105843497 A (维沃移动通信有限公司) 2016年 8月 10日 (2016-08-10) 全文	1-18
A	US 2014075354 A1 (PANTECH CO., LTD.) 2014年 3月 13日 (2014-03-13) 全文	1-18
<input type="checkbox"/> 其余文件在C栏的续页中列出。		
<input checked="" type="checkbox"/> 见同族专利附件。		
* 引用文件的具体类型: “A” 认为不特别相关的表示了现有技术一般状态的文件 “B” 在国际申请日的当天或之后公布的在先申请或专利 “L” 可能对优先权要求构成怀疑的文件, 或为确定另一篇引用文件的公布日而引用的或者因其他特殊理由而引用的文件(如具体说明的) “O” 涉及口头公开、使用、展览或其他方式公开的文件 “P” 公布日先于国际申请日但迟于所要求的优先权日的文件 “T” 在申请日或优先权日之后公布, 与申请不相抵触, 但为了理解发明之理论或原理的在后文件 “X” 特别相关的文件, 单独考虑该文件, 认定要求保护的发明不是新颖的或不具有创造性 “Y” 特别相关的文件, 当该文件与另一篇或者多篇该类文件结合并且这种结合对于本领域技术人员为显而易见时, 要求保护的发明不具有创造性 “&” 同族专利的文件		
国际检索实际完成的日期	2017年 11月 10日	国际检索报告邮寄日期 2017年 12月 5日
ISA/CN的名称和邮寄地址	中华人民共和国国家知识产权局(ISA/CN) 中国北京市海淀区蓟门桥西土城路6号 100088 传真号 (86-10)62019451	受权官员 解欣 电话号码 (86-10)62413670

表 PCT/ISA/210 (第2页) (2009年7月)

国际检索报告  
关于同族专利的信息

国际申请号

PCT/CN2017/101523

检索报告引用的专利文件			公布日 (年/月/日)	同族专利			公布日 (年/月/日)
CN	102799357	A	2012年 11月 28日	AU	2013279998	A1	2015年 1月 22日
				WO	2013189286	A1	2013年 12月 27日
				KR	20150021990	A	2015年 3月 3日
				US	2014317544	A1	2014年 10月 23日
				JP	2015524123	A	2015年 8月 20日
				EP	2778869	A1	2014年 9月 17日
CN	106896998	A	2017年 6月 27日	无			
CN	106469015	A	2017年 3月 1日	WO	2017028703	A1	2017年 2月 23日
CN	105843497	A	2016年 8月 10日	无			
US	2014075354	A1	2014年 3月 13日	KR	101371923	B1	2014年 3月 7日

表 PCT/ISA/210 (同族专利附件) (2009年7月)

## フロントページの続き

(81)指定国・地域 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DJ, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JO, JP, KE, KG, KH, KN, KP, KR, KW, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT

(74)代理人 100119987

弁理士 伊坪 公一

(74)代理人 100196601

弁理士 酒井 祐市

(72)発明者 リウ リントン

中華人民共和国, ジョージアーン 3 1 1 1 2 1, ハーンジョウ, ユイ ハーン ディストリクト, ウエスト ウエン イー ロード ナンバー 9 6 9, ビルディング 3, 5 / フロア, アリババ グループ リーガル ディパートメント

Fターム(参考) 5E555 AA04 AA08 AA23 AA41 BA04 BB04 BC04 BC17 BC18 CA13  
CB13 CB34 CB45 CC01 CC03 CC22 DB16 DB18 DC09 DC19  
DC40 DC60 DD07 EA07 FA00  
5K127 AA12 BA03 BA16 CA08 FA05 GC01